

「【公式】らくらく伊勢もうで」ソーシャルメディア運用要領

(趣旨)

第1 内宮周辺および市内の交通等に関する様々な情報を発信するため、ソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

(アカウント情報)

第2 運用するソーシャルメディア及びアカウント名は、次のとおりとする。

- (1) X アカウント名 【公式】らくらく伊勢もうで@ (@以下は任意)

(運用管理責任者等)

第3 運用主体、運用管理責任者、主管課、投稿者は、次のとおりとする。

- (1) 運用主体 伊勢地域観光交通対策協議会（事務局：交通政策課）
- (2) 運用管理責任者 伊勢市都市整備部交通政策課長
- (3) 主管課 伊勢市都市整備部交通政策課
- (4) 投稿者 主管課担当職員及び運用管理責任者が定める職員

(情報発信の目的)

第4 ソーシャルメディアの利点である即時性や拡散性等を活かし、市外から訪れる観光客および地域住民に情報を発信することで行動変容を促し、渋滞緩和に繋げることを目的とする。

(発信する情報の内容)

第5 発信する情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 内宮周辺の観光交通に関する情報
- (2) 伊勢市内の観光交通に関する情報
- (3) その他、観光交通に関連する情報

(投稿時間)

第6 投稿は、原則として午前8時30分から午後5時15分の間に行うものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の時間に更新することもある。

(コメント等投稿)

第7 利用者がこの公式アカウントへのコメント等を行うにあたり、次の事項に該当する内容の投稿を禁止する。なお、禁止行為を行った、又は行う恐れがあると運用管理責任者が判断した場合は、予告なく投稿の全部又は一部を削除し、利用制限等を行うことがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など伊勢地域観光交通対策協議会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報と特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害するもの
- (11) その他運用管理者が不適切と判断したもの

(コメント等に対する返信)

第8 この公式アカウントが投稿した内容に対するコメント等については、原則として返信は行わない。また、投稿内容の錯誤や誤字脱字等に係る指摘に対しては状況に応じて適切に対応するものとする。

(知的財産権の扱い)

第9 この公式アカウントに掲載している情報(文章、画像等)に関する知的財産権(著作権等全ての権利)は伊勢地域観光交通対策協議会に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等をしてはならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第10 この公式アカウントの運用により取得した個人情報については、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令に基づき適切に取り扱う。

(免責事項)

第11 伊勢市都市整備部交通政策課が運用するソーシャルメディアの免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 掲載する情報については最新の注意を払うこととするが、事業の中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。
- (2) この公式アカウントの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失や

トラブル等について、伊勢地域観光交通対策協議会は一切責任を負わない。

- (3) コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、伊勢市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(なりすまし等の対応)

- 第12 【公式】らくらく伊勢もうでアカウントのなりすましを発見した場合は、ソーシャルメディア管理者へ連絡するとともに、「らくらく伊勢もうで」ホームページなどにおいて、なりすましアカウントが存在する旨を告知し、注意喚起を行う。

(その他)

- 第13 この公式アカウントの運用方針及び内容は、適宜見直すものとする。
2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、運用管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月24日から施行する。